

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備 考：